

令和6年度医療機関食材料費高騰対策支援給付金に係るQ&A

No	内容区分	Q	A
1	制度全般	事業の目的は。	主とした収益が診療報酬などの公定価格であり、食材料費の高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている医療機関に対し、食事療養提供体制の確保を支援することを目的としています。
2	制度全般	給付金の使用用途に決まりはあるか。また、後日実績報告は必要か。	用途に指定はありません。また、実績報告等の必要もありません。 ただし、支援金受給後にアンケートを依頼する場合がありますので、ご承知おきください。
3	制度全般	この事業は継続するか。来年度もあるか。	現時点で実施の予定はありません。
4	支給要件	現時点で休止しているが、対象となるか。	対象となりません。
5	支給要件	無床診療所や歯科診療所は対象となるか。	対象となりません。
6	支給要件	県や市町村、一部事務組合等の地方公共団体が開設者である施設は対象となるか。	対象になります。
7	支給要件	国立大学法人や国立病院機構が開設者である病院は対象となるか。	対象になります。
8	支給要件	自由診療のみで保険指定を受けていない医療機関は対象となるか。	対象になりません。
9	支給要件	開設者の住所の所在地が栃木県だが、対象となるか。	施設の所在地が群馬県であれば、対象になります。
10	申請	保険医療機関指定通知書で医療機関コードの7桁はわかるが、残りがわからない。	10 + 点数表コード（※） + 指定通知書の7桁の番号 ※ 医科：1、歯科：3 例えば、指定通知書の7桁の番号が「99999999」の歯科診療所であれば、「1039999999」となります。
11	申請	申請書類はどこで入手できるか。	本Q&Aが掲載されている群馬県のホームページから「ぐんま電子申請受付システム」にアクセスし、オンラインで申請してください。
12	申請	病床数とは何を記載すればよいか。	医療法の許可病床数を記載してください。 なお、原則下記ホームページに記載のものと一致します。 群馬県のホームページ（トップページ） > 組織からさがす > 健康福祉部 > 医務課 > 病院等一覧 > 群馬県病院要覧、一般・歯科診療所・助産所一覧 https://www.pref.gunma.jp/page/1949.html
13	申請	複数の施設を運営しているが、申請は1回でよいか。	施設ごとに個別に申請してください。
14	申請	施設名義の口座を振込先口座としてよいか。	原則、申請者名義の口座としてください。 申請書（＝開設者）と、振込先口座の名義が異なる場合、給付金の申請の前に委任状の申請をしていただく必要があります。

令和6年度医療機関食材料費高騰対策支援給付金に係るQ & A

15	申請	申請後に記載漏れや誤りに気づいた場合、どうすればよいか。	申込完了メールに記載されたURLから再度入力フォームにアクセスできますので、整理番号・パスワードを入力していただき、「修正する」を選んで修正してください。 ※「再申込みをする」は選択しないでください。
16	添付書類	申請の際には何を出せばよいか。	金融機関名、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義、口座名義（カタカナ）が確認できる 振込先通帳の画像 が必要になります。通帳の表紙と2ページ目の見開きについて、添付してください。
17	添付書類	インターネットバンキングのため、紙の通帳がない。何を出せばよいか。	融機関名、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義、口座名義（カタカナ）が確認できる書類が必要です。インターネットバンキングにログインし、画面のスクリーンショット等を添付してください。
18	その他	いつ頃振り込まれるか。	申請いただいた内容を確認し、交付要件に合致するものは、交付決定通知が郵送されます。順番に振り込み致しますので、お待ちください。 なお、いつ頃振り込まれるか等の個別のご質問について回答できませんので、ご承知おきください。
19	その他	本支援金の税務上の取り扱い。	益金に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。